

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画(案)

令和5年 月

兵 庫 県

目 次

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第1	序説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する目標・・・	3
(1)	水質の保全及び管理の推進・・・・・・・・	3
(2)	栄養塩類管理の推進・・・・・・・・	3
(3)	底質環境等の改善等・・・・・・・・	5
(4)	油や有害化学物質等による汚染の防止・・・・・・・・	5
(5)	生物の生息環境の整備等・・・・・・・・	5
2	沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に 関する目標・・・・・・・・	6
(1)	藻場・干潟等の保全、再生及び創出・・・・・・・・	6
(2)	自然海浜等の保全等・・・・・・・・	6
(3)	埋立てにあたっての環境保全に対する配慮・・・・・・・・	7
(4)	エコツーリズム等の推進・・・・・・・・	7
(5)	健全な水循環・物質循環機能の維持・回復・・・・・・・・	7
3	海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等への対応に関する目標・・・・・・・・	7
4	気候変動等への対応に関する目標・・・・・・・・	8
5	基盤的な施策に関する目標・・・・・・・・	8
(1)	豊かで美しいひょうごの里海づくりの普及及び県民総参加の推進・・・・・・・・	8
(2)	情報提供、広報の充実・・・・・・・・	8
(3)	環境教育・環境学習の推進・・・・・・・・	8
(4)	広域的な連携の強化等・・・・・・・・	8
(5)	国内外の閉鎖性海域との連携・・・・・・・・	8

1	第3 目標達成のための基本的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保・・・・・・・・	9
3	(1) 水質の保全及び管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	(2) 栄養塩類管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	11
5	(3) 底質環境等の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・	11
6	(4) 油や有害化学物質等による汚染の防止・・・・・・・・	12
7	(5) 生物の生息環境の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・	13
8		
9	2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全・・	14
10	(1) 藻場・干潟等の保全、再生及び創出・・・・・・・・	14
11	(2) 自然海浜等の保全等・・・・・・・・・・・・・・・・	14
12	(3) 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮・・・・・・・・	17
13	(4) エコツーリズム等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	17
14	(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復・・・・・・・・	18
15		
16	3 海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の発生抑制・除去等・・・・・・・・	19
17	(1) 海岸漂着物等の発生抑制及び除去の推進・・・・・・・・	19
18	(2) プラスチックごみ対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	20
19	(3) 循環経済への移行・・・・・・・・・・・・・・・・	20
20		
21	4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査・研究等の推進・・・・・・・・	21
22	(1) 監視測定の充実、調査・研究等の推進・・・・・・・・	21
23	(2) 技術開発の促進等・・・・・・・・・・・・・・・・	22
24	(3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価・・・・・・・・	22
25		
26	5 基盤的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・	23
27	(1) 豊かで美しいひょうごの里海づくりの普及及び県民総参加の推進・・・・・・・・	23
28	(2) 情報提供、広報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	23
29	(3) 環境教育・環境学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	23
30	(4) 広域的な連携の強化等・・・・・・・・・・・・・・・・	24
31	(5) 国内外の閉鎖性海域との連携・・・・・・・・・・・・・・・・	25
32		
33	第4 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	26
34	1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・	26
35	2 計画の点検・・・・・・・・・・・・・・・・	26

第1 序説

1 計画策定の趣旨

令和3年6月9日「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律」（令和3年法律第59号）により、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内法」という。）が改正された。本計画は瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念にのっとり、かつ「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、兵庫県の区域（「瀬戸内法」第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち兵庫県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境の保全に関し、「豊かで美しいひょうごの里海¹づくり」として実施すべき施策について定めたものである。

また、本計画は、県政の基本方針である「ひょうごビジョン 2050」のめざす姿「循環する地域経済²」、「進化する御食国²」、「カーボンニュートラルな暮らし」等を実現するための行動計画でもある。

（瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念）

瀬戸内法第2条の2 瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、気候変動による水温の上昇その他の環境への影響が瀬戸内海においても生じていること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることも踏まえ、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。

2 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、環境の保全上の支障を防止するための規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全、再生及び創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進されるものとする。

3 瀬戸内海の環境の保全に関する施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域によつて、これを取り巻く環境の状況等が異なることに鑑み、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行われなければならない。

2 計画の期間

本計画の期間は概ね10年とする。また、策定の5年後に施策の進捗状況の点検を行い、計画の見直しを行うものとする。

¹ 里海：人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等、その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された海

² 御食国：古くから天皇や朝廷に食を貢進する地域のことで、食材の宝庫としての兵庫県

第2 計画の目標

瀬戸内海は、かつて「瀕死の海」と呼ばれるほどに水質汚濁が進行したが、瀬戸内法等に基づく様々な対策が実施され、水質は大きく改善された。その一方、ノリの色落ちや漁獲量の減少などの課題が生じ、その要因の一つとして、栄養塩類³濃度の低下が指摘されている。兵庫県では、令和元年10月に「環境の保全と創造に関する条例」（以下「県環境保全条例」という。）を改正し、「望ましい栄養塩類の濃度」を全国で初めて定めるとともに、瀬戸内法改正に基づいて計画的な栄養塩類供給を行うため、瀬戸内海の関係府県に先駆け、令和4年10月に「兵庫県栄養塩類管理計画」を策定した。

これまでの栄養塩類の「排出規制」から、「きめ細やかな管理」へ大きく転換を図っていくとともに、海洋プラスチックごみによる汚染、気候変動に伴う影響など、新たに顕在化している課題に対応する必要がある。

本計画では、SDGsの達成を目指すとともに、地域循環共生圏⁴構築や森・川・里・海のつながりに配慮しつつ、「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けて、地域団体、関係団体、事業者、行政等の幅広い主体により、次の1～5に掲げる目標を達成するべく取組を進める。



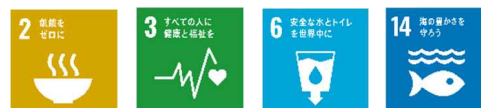
図1 兵庫県周辺海域

(出典：環境省せとうちネット HP)

³ 栄養塩類：食物連鎖の基盤を支える植物プランクトンの栄養分で豊かな生態系を維持するために不可欠

⁴ 地域循環共生圏：各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の 持続可能な利用の確保に関する目標



(1) 水質の保全及び管理の推進

ア 水質の保全及び管理

- 環境基準⁵の達成状況等を踏まえつつ、栄養塩類である窒素及び磷の適切な循環の確保に向けた水質の保全及び管理の取組が進められていること。
- 環境基準を達成した水域について、達成の維持が図られていること。
- 化学的酸素要求量（COD）⁶の環境基準を達成していない水域について、達成のための方策等の検討が進められていること。
- 有害プランクトンによる赤潮及び貧酸素水塊⁷の発生機構の解明が図られるとともに、その発生の人為的要因となるものが極力少なくされていること。
- 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等の水質が良好な状態で保全されていること。
- 水質の調査・監視体制が適切に整備されていること。

イ 生活排水対策の推進

- 地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備や適正な維持管理の徹底等により、生活排水対策が計画的に進められていること。

ウ 有害化学物質等の低減のための対策

- 環境への有害化学物質等の排出量及び残留量低減のための対策が進められていること。

(2) 栄養塩類管理の推進

- 地域の実情に応じた適正な栄養塩類管理等の取組により、貴重な漁業資源の宝庫として、餌生物が豊富に存在し、多様な魚介類が豊富に持続して獲れるなど、生物の多様性及び生産性が確保されていること。
- 瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度（県環境保全条例に基づく下限値以上、環境基準値以下）の達成に向けて、兵庫県栄養塩類管理計画に基づき、計画的かつ順応的⁸な栄養塩類供給の取組が進められていること。（表1、図2、3）

⁵ 環境基準：環境基本法に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

⁶ 化学的酸素要求量（COD）：海水や湖水の汚れの度合いを示す指標

⁷ 貧酸素水塊：魚介類が生息できないほど水中の溶存酸素濃度が少ない水塊

⁸ 順応的：目標を設定し、モニタリング結果に基づく検証・学習によって随時手法の変更を加え、目標を達成していくという管理手法

表1 望ましい栄養塩類濃度

水域類型	全窒素(mg/L)		水域類型	全磷(mg/L)	
	県条例下限値	環境基準値		県条例下限値	環境基準値
Ⅱ	0.2	0.3	Ⅱ	0.02	0.03
Ⅲ	0.2	0.6	Ⅲ	0.02	0.05
Ⅳ	0.2	1	Ⅳ	0.02	0.09

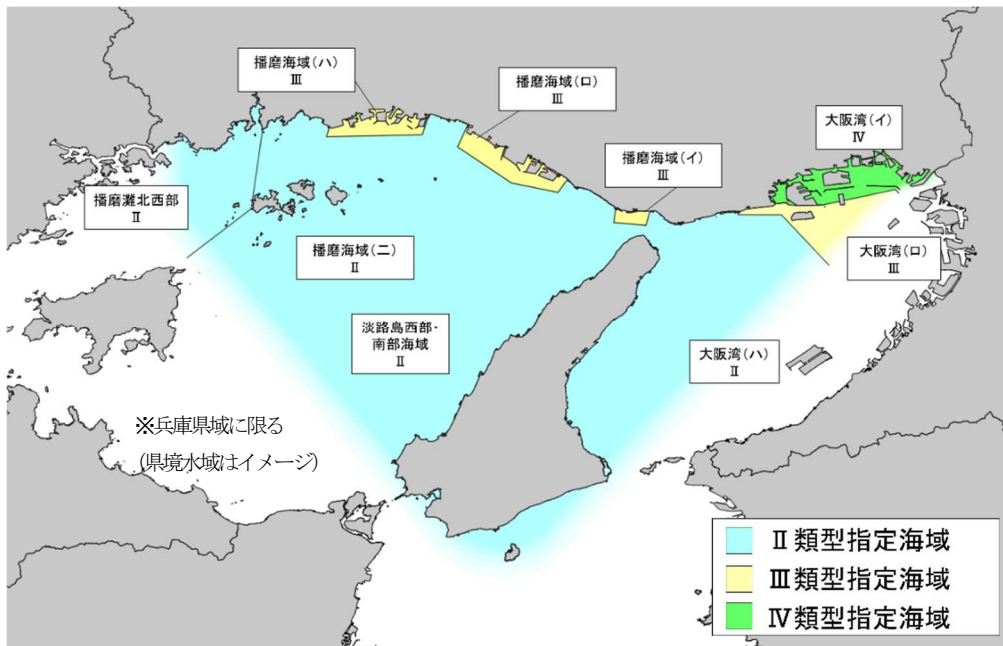


図2 全窒素及び全りんの種類指定

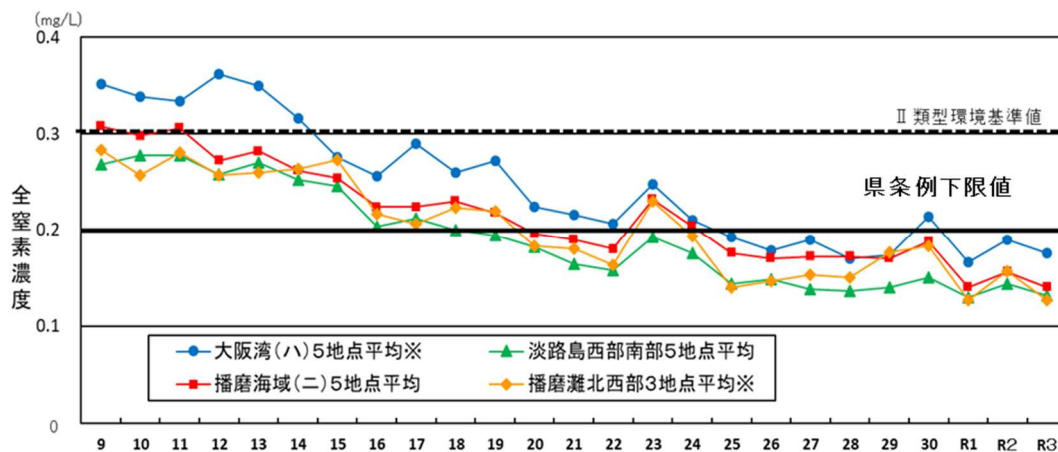


図3 全窒素濃度(Ⅱ類型)の推移

※ 図3は、兵庫県測定的全窒素及び全磷環境基準点のみの平均値を示す

(3) 底質環境等の改善等

- 大阪湾奥部においては、栄養塩類の偏在や貧酸素水塊等の発生を抑制するための措置が講ぜられていること。
- 貧栄養化が進む大阪湾西部海域や播磨灘においては、底生生物や二枚貝等の増加を促進するための適切な底質改善が図られていること。
- 生活環境及び生物の生息・生育環境に影響を及ぼす底質及び貧酸素水塊発生の要因となる窪地⁹について、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。
- 海砂利の採取（河口閉塞対策等を除く。以下同じ。）が行われていないこと。

(4) 油や有害化学物質等による汚染の防止

- 油や有害化学物質等の流出事故の未然防止措置並びに事故発生時における拡大防止措置及び防除体制整備が図られていること。

(5) 生物の生息環境の整備等

- 海岸保全施設等の整備・更新など、防災・減災対策の推進にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮されていること。
- 産卵親魚の保護や稚魚の育成を図るための増殖場の造成等が進められていること。（図4）
- 栽培漁業及び資源管理等の取組による水産動植物の増殖が図られ、科学的な知見に基づく水産資源の適切な保存、管理及び利用が行われていること。
- 海域における生物の多様性及び生産性の確保に支障を及ぼすおそれがある動植物について、駆除その他の必要な措置が講ぜられていること。



図4 自然石を用いた増殖場の例（洲本市）

⁹ 窪地：過去の土砂採取などにより、周りよりも水深が深いため、酸素が少なく魚などの生き物が棲みにくい箇所

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標



(1) 藻場・干潟等の保全、再生及び創出

- 藻場・干潟等の浅海域は、水質浄化及び物質循環の機能を有し、水生生物をはじめ渡来する鳥類も含め多様な生物の生息・生育する場や採餌場、環境学習・環境教育の場等として重要な役割を果たしていることから、保全、再生及び創出されていること。
- 藻場・干潟等は、ブルーカーボン¹⁰としても重要な場であることから、二酸化炭素（CO₂）の吸収・固定の評価に向けた調査・研究が進められること。（図5）

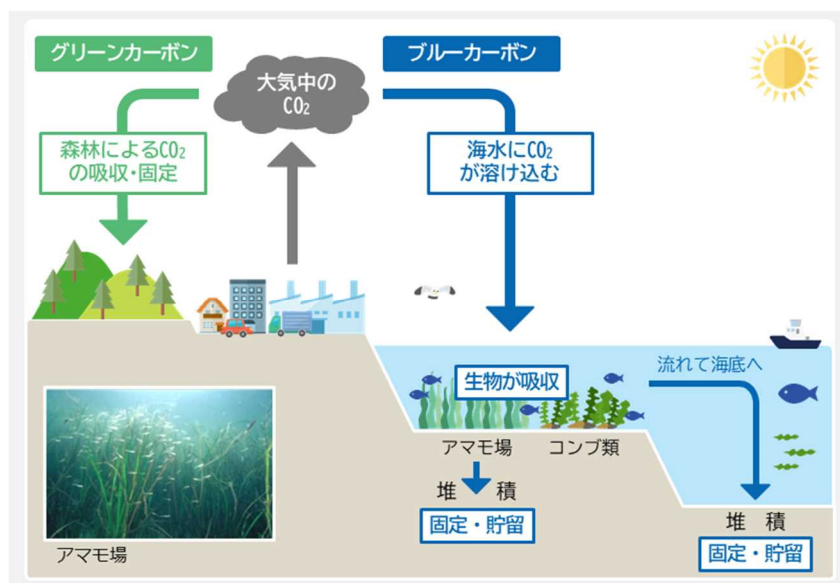


図5 ブルーカーボンのイメージ

(2) 自然海浜等の保全等

ア 自然海浜の保全等

- 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

イ 自然公園等の保全

- 自然景観の核心的な地域が、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然の風景地を保護し、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）¹¹で採択された30by30¹²の目標達成に寄与することを主眼として、適正に保全されていること。

¹⁰ ブルーカーボン：藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素のことで、平成21年10月に国連環境計画（UNEP）の報告書において、吸収源対策の新しい選択肢として提示されたもの

¹¹ COP15：令和4年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約締約国会議

¹² 30by30：生物多様性の損失を食い止め回復させるため令和12（2030）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

- 自然海岸が現状よりも減少することのないよう、適正に保全されていること。

ウ 緑地等の保全

- 保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を維持するのみならず、積極的に緑を育てる方向で適正に保護管理されていること。

エ 史跡、名勝、天然記念物等の保全

- 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財や郷土記念物等が適正に保全されていること。

(3) 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮

- 海面の埋立てに関しては、「瀬戸内法」第13条第2項に基づく基本方針が適切に運用され、環境保全に対して配慮されていること。

(4) エコツーリズム等の推進

- 独自の景観を残している島しょ部などの自然環境や史跡・名勝・歴史・文化など瀬戸内海の様々な魅力ある地域資源を活かしたエコツーリズム等が推進され、人と海とのつながりを深め、瀬戸内海の環境の保全への意識・関心が高められていること。

(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

- 海域と陸域の連続性に留意して、健全な水循環・物質循環機能の維持・回復が図られていること。

3 海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等への対応に関する目標



- 海面、海中、海底、海岸及び河川が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。
- 海岸を有する地域のみならず全ての地域において、海岸漂着物等¹³の発生の効果的な抑制が図られていること。
- 廃棄物の処理施設及び最終処分場は、廃棄物の適正処理や不法投棄防止対策として、瀬戸内海の環境の保全のために不可欠なものであることから、適切に整備及び確保がされていること。

¹³ 海岸漂着物等：海岸に漂着したごみや沿岸海域の漂流・海底ごみ

4 気候変動等への対応に関する目標



- 気候変動等による瀬戸内海の水質等への影響を把握するためのモニタリング、調査・研究及び技術開発が進められていること。
- 瀬戸内海で既に現れている、または将来予測される気候変動影響に対応するため、「兵庫県地球温暖化対策推進計画（令和4年3月改定）」に基づき、適応¹⁴策の取組を推進すること。

5 基盤的な施策に関する目標



(1) 「豊かで美しいひょうごの里海づくり」の普及及び県民総参加の推進

- 地域団体、関係団体、事業者、行政等が一体となって、県民総参加に向けた「豊かで美しいひょうごの里海づくり」を推進していくこと。

(2) 情報提供、広報の充実

- 瀬戸内海の現状や課題、環境保全の取組についての情報提供、広報が様々な方法によって行われていること。

(3) 環境学習・環境教育の推進

- 持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるための学習・教育が推進されていること。

(4) 広域的な連携の強化等

- 環境保全施策の推進のため、広域的な連携の一層の強化が図られていること。
- 多様な主体の参画により、湾・灘ごとの状況を継続して把握し施策を進めるための仕組みが作られていること。

(5) 国内外の閉鎖性海域との連携

- 国内外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図ること。

¹⁴ 適応：気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減すること

第3 目標達成のための基本的な施策

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

(1) 水質の保全及び管理の推進

ア 湾・灘ごとの取組

〔大阪湾〕

- 湾全体としては現在の水質を維持するための取組を継続する。
 - COD の発生負荷量が大幅に削減されているにも関わらず、環境基準非達成など改善が見られないことから、調査・研究を推進する。
 - 大阪湾奥部においては、有害プランクトンによる赤潮や貧酸素水塊等の発生など、地域特性や季節性を考慮しつつ、局所ごとの課題に対応する。
 - 大阪湾西部海域においては、全窒素、全リンの環境基準達成を維持しつつ、「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づき、計画的かつ順応的な栄養塩類供給に取り組む。
- 〔播磨灘及び紀伊水道〕
- 現在の水質から悪化させないための必要な対策を実施する。
 - COD の顕著な改善が見られないことから、陸域からの流入負荷以外の要因について調査・研究を推進する。
 - 「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づき、全窒素、全リンの環境基準達成を維持しつつ、計画的かつ順応的な栄養塩類供給に取り組む。

イ 発生源対策

- 「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）等に基づき、COD、窒素、リンの排水基準及び総量規制基準の遵守を図る。
- COD 対策の観点から、事業場内での排水処理施設の整備・用水の合理化・製造過程における対策等の指導等及び小規模・未規制事業場対策を推進する。
- 事業者による自主的な環境管理の促進を図る。
- 養殖漁場の環境悪化を防止するため、「持続的養殖生産確保法」、「兵庫県魚介類養殖指針」等に基づき、給餌量の適正化、周辺海域の環境監視等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進する。
- 環境創造型農業¹⁵を推進し、化学肥料の使用の低減に努めるとともに、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥化による農地還元利用を促進する。

¹⁵ 環境創造型農業：環境に配慮した農業生産の推進を図るため、「土づくり技術」を基本に、化学合成された肥料及び農薬に過度に依存しない「化学肥料低減技術」と「化学合成農薬低減技術」を加えた3技術を同時に導入する持続的な農業生産方式

ウ その他の対策

- 河川等の自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。
- 「水濁法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（以下「ダイオキシン法」という。）に基づく常時監視に加え、広域総合水質調査、浅海定線調査、漁場環境調査等、瀬戸内海的环境を把握するための調査を実施する。
- 指定地域内事業場の汚濁負荷量を的確に把握する。
- 発生源別汚濁負荷量、流域別汚濁負荷量の現状値、各種発生源データ及び監視データ等を総合的に管理するための水質管理システムの充実を図る。
- 有害プランクトンによる赤潮による漁業被害を未然に防止するため、監視通報体制を適切に運用する。

エ 生活排水対策の推進

- 「生活排水処理計画」に基づき、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備を進める。
- 既存の生活排水処理施設の適正な維持管理を徹底するとともに、施設の老朽化対策を推進する。
- 「兵庫県生活排水広域化・共同化計画」に基づき、生活排水処理施設の統合を推進する。

オ 有害化学物質等の低減のための対策

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」に基づき、有害化学物質の排出量の把握、管理を進める。
- 「水濁法」及び「ダイオキシン法」の適切な運用を図り、有害化学物質等の排出量の低減を図る。
- 海域及び河川において底質調査を実施し、水銀またはポリ塩化ビフェニル（PCB）が国の定めた暫定除去基準を上回る場合には、除去等の適切な措置を実施する。
- 国内で使用されている化学物質は数万種類あるが、そのほとんどは排出基準が未設定であることから、予防原則に基づき、排出基準が定まっていない残留性、毒性等が高い化学物質の検出状況（経年変化、季節変動）を把握し、必要な措置を講ずる。

カ 海水浴場等の水質の保全

- 海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場の水質について、良好な状態で保全するように努める。

(2) 栄養塩類管理の推進

- 「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づき栄養塩類増加措置実施者である工場・事業場や下水処理場からの計画的かつ順応的な栄養塩類供給を促進する。
- 豊かな森づくりや適切な森林管理、海底耕うん、ため池におけるかいぼりを推進する。
- 栄養塩類増加措置が水質へ及ぼす影響を把握するため、定期的なモニタリング調査を実施し、効果を検証する。
- 兵庫県環境審議会及び湾灘協議会に、定期的に「兵庫県栄養塩類管理計画」の実施状況について報告し意見を聴くとともに、栄養塩類増加措置実施者に工場、事業場を追加するなど、必要に応じて同計画を見直す。

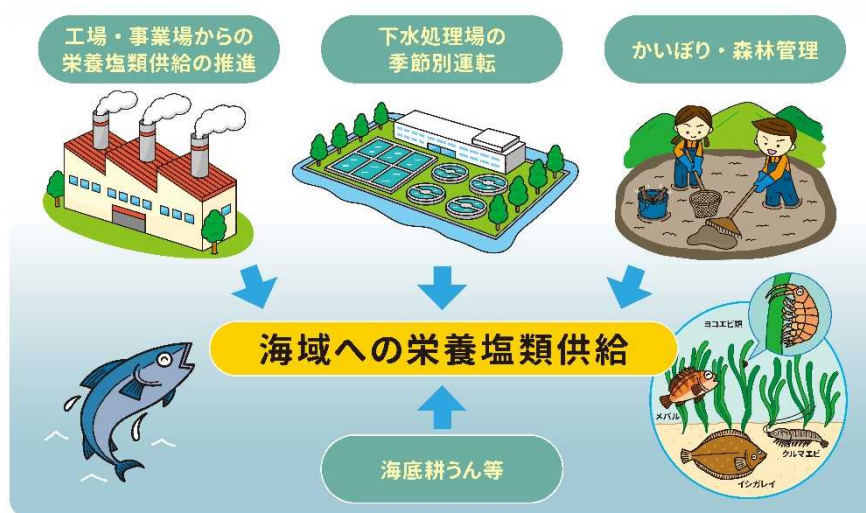


図6 栄養塩類供給の取組のイメージ

(3) 底質環境等の改善等

- 水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であり、底質等の環境改善は底生生物等の増加につながることから、海域利用の実情に応じて、浚渫、覆砂、敷砂、海底耕うん等の対策と水質保全対策を組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を実施するよう努める。
- 港湾施設等を整備する際には、流況改善となるよう配慮する。
- 深掘り跡の埋め戻しを行う場合、周辺海域への影響や改善効果を検討して行う。
- 航路や河川の浚渫を行う場合は、関係機関が連携し、発生した浚渫土砂を積極的に有効活用する取組を推進する。
- 「兵庫県漁業調整規則」による海域での土砂採取規制を継続する。

1 (4) 油や有害化学物質等による汚染の防止

2 ア 船舶及び陸上からの油等の流出防止及び廃油処理施設の整備

- 3 ○ 船舶及び陸上からの油等の流出防止のため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に
4 関する法律」（以下「海防法」という。）、「港則法」、「廃棄物の処理及び清掃に関す
5 る法律」、「水濁法」に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。また、必要に
6 応じて廃油処理施設の設置等を図る。

7 イ 事故による海洋汚染の未然防止

- 8 ○ 事故による海洋汚染を未然に防止するため、「消防法」及び「石油コンビナート
9 等災害防止法」（以下「石災法」という。）に基づく規制の徹底及び指導監視の強化
10 を図る。
11 ○ 県及び市町の地域防災計画並びに「兵庫県石油コンビナート等防災計画」による
12 一体的な防災活動等の適切な運営を促進する。
13 ○ 船舶衝突事故等による油等の流出を防止するため、「海上交通安全法」及び「港
14 則法」等に基づく規制の徹底と指導取締りの強化を図る。
15 ○ 海上交通の安全のための施設の整備を促進する。
16

17 ウ 排出油等防除体制の整備

- 18 ○ 排出油等の流出拡大を防ぐため、「海防法」及び「石災法」に基づくオイルフェ
19 ンス、オイルフェンス展張船、油回収船、油回収装置及び消火薬剤や油処理剤等の
20 備付け義務の徹底と自主設置の促進を図る。
21 ○ 「水濁法」に基づく事故防止及び事故時の措置の徹底を図る。
22 ○ 流出油等を速やかに回収するため、神戸港等2箇所に整備されている油回収船の
23 高度の活用を図る。
24 ○ 海上災害発生時に油等の防除等を行う一般社団法人海上災害防止センターの活
25 用を図る。
26 ○ 「大阪湾・播磨灘海域排出油等防除計画」に基づき迅速かつ的確な排出油等の防
27 除のための措置の実施を図るとともに、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会を活用
28 して関係者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努める。
29 ○ 油等の拡散・漂流予測体制の強化に努める。
30

31 エ 環境保全対策の充実

- 32 ○ 海しる（海洋状況表示システム）¹⁶等の活用により事故発生時における自然環境
33 等の保全対象、保全方法等の調査検討を進める。

34 ¹⁶ 海しる（海洋状況表示システム）：地形・地質、海象、気象、安全、防災、水産、海域利用・保全といっ
35 た幅広い分野の海洋情報を集約し、地図上で重ね合わせて表示できる情報サービス

- 環境への影響の少ない新たな油等防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査・研究を推進する。
- 油等の流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の海域、海岸等に関する水質、生物等の観測データを蓄積する。

(5) 生物の生息環境の整備等

ア 環境配慮型構造物の採用

- 新たな護岸等の整備及び既存の護岸等の補修・更新時には、施工性、経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用し、周辺水域における良好な生物の生息・生育環境の維持・回復を図る。(図7)



図7 環境配慮型構造物の例 (出典 大阪湾広域臨海環境整備センター HP)

イ 栽培漁業及び資源管理等の取組による水産資源の維持・増大

- 水産資源増殖の見地から漁場整備開発事業による増殖場の造成等を計画的に実施する。
- 「兵庫県栽培漁業基本計画」に基づき、資源管理等と連携を図りつつ、豊かな海再生種苗として位置づけるマナマコやクマエビをはじめとする種苗の生産・放流を実施する。
- 生産した種苗を漁場整備開発事業で整備した増殖場を含めた生息適地に放流するなどの効果的な栽培漁業を推進する。
- 行政、研究機関、漁業者が連携し、水産資源の調査・分析を行い、公的管理に基づく資源管理を進める。公的管理になじまない場合などは、漁獲サイズや操業期間の設定、休漁日の設定等の漁業者の自主的な資源管理による水産資源の維持・増大とともに、漁業の担い手の育成により、将来にわたる適正な水産資源の利用を図る。
- 遊漁者、県民等に対し、資源管理措置や種苗放流の効果を積極的に発信し、理解の醸成を図る。
- 大量発生により漁船漁業等の支障となるクラゲやヒトデ、食害により二枚貝に漁業被害をもたらすナルトビエイ等の駆除等を進め、生物の多様性及び生産性の確保に努める。

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

(1) 藻場・干潟等の保全、再生及び創出

- 藻場・干潟等の保全のため、「水産資源保護法」に基づき保護水面に指定されている水域及び「瀬戸内海漁業取締規則」に基づき藻場等におけるひき網漁業禁止区域に指定されている水域の藻場、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき国指定鳥獣保護区（特別保護地区）に指定されている干潟について、当該法令等に基づく規制措置の適切な運用によりその保全を図る。また、国指定鳥獣保護区（特別保護地区）については適宜指定の見直し、区域の変更等を行う。
- 瀬戸内海国立公園内の藻場・干潟は、「自然公園法」に基づき、その優れた景観を維持し、適切に保護する。必要に応じ、30by30の目標達成に向け公園内で特に重要な海域を海域公園地区として指定し、その適切な管理を進めるなどの保全措置の強化に努める。
- 藻場・干潟等の保全に止まらず、関係機関が連携し、航路や河川の浚渫土砂等を積極的に活用し、浅場等の造成等を計画的に実施する。
- 陸域から海域への砂の供給について研究に努める。
- 開発等に伴い失われた藻場・干潟等を回復させるため、地域団体等が行う藻場・干潟等の保全・再生・創出における活動に対して支援する。
- 移植等によって藻場等の再生・創出に取り組む場合には、遺伝的な攪乱がおきないように留意し、水質、生態系等への影響把握に努める。
- ブルーカーボン増加に向けた藻場づくりに着目し、地域団体や事業者、市町、学識者等による連絡会議を設置して、藻場の拡大を図るとともに、CO₂吸収量の算定、クレジット認証の支援等を検討する。

(2) 自然海浜の保全等

ア 規制の徹底と指導、取締りの強化

- 海水浴場等に利用されている自然海浜について、必要に応じ、「県環境保全条例」に基づき自然海浜保全地区として指定し、同条例の適切な運用により保全する。
- 「自然公園法」、「都市計画法」、「都市緑地法」、「都市公園法」、「鳥獣保護管理法」、「森林法」、「県環境保全条例」等による各種指定地区の区域に含まれる自然海浜について、当該法令等に基づく規制措置等の適切な運用により保全を図る。

イ 養浜等による海浜環境の整備

- 養浜¹⁷等により、自然とのふれあい等の場としての海浜環境の整備に努める。

¹⁷ 養浜：波によって海岸の砂が削り取られたような海岸に再び人の手で砂を戻す行為

ウ 自然公園等の保全

- 自然景観の核心的地域である「自然公園法」に基づく瀬戸内海国立公園、「兵庫県立自然公園条例」に基づく県立自然公園、「県環境保全条例」に基づく自然環境保全地域及び環境緑地保全地域が、瀬戸内海特有の優れた自然の風景地を保護し、30by30 の目標達成に寄与することを主眼として適正に保全されるよう関係法令等に基づく規制の徹底と監視及び指導の強化に努める。
- 自然公園など法令で保護された区域以外に、企業や団体、自治体などの取組により生物多様性の保全が図られている区域については、「自然共生サイト¹⁸」への認定申請を促し、OECM¹⁹の拡大につなげる。
- 公園事業及び保全事業の執行及び民有地買上げ制度等の活用を適正に推進する。
- 必要に応じ、自然公園等の区域の見直し等を進め、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保護に努める。

エ 緑地等の保全

- 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における林地を確保するため、「森林法」に基づく保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。
- 「採石法」及び「砂利採取法」に基づく採取計画の認可及び「海岸法」に基づく許可に際して、緑地等の保全に十分配慮する。
- 「県環境保全条例」に基づく「土石採取等遵守基準」に基づき、土石採取跡地の緑化を指導する。
- 「森林病虫害等防除法」に基づき、保安林等公益的機能の高い森林等は森林病虫害を防除して、その保護に努める。
- 県及び市町における都市公園事業、港湾環境整備事業（緑地等施設）を積極的に促進する。
- 「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区並びに「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「都市計画法」に基づく風致地区等の制度により、緑地の保全を図る。
- 県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業により都市地域における緑地の創出を図る。
- 開発等によりやむを得ず緑が減少する場合、これを極力回復するよう努める。
- 「都市計画法」に基づく開発許可基準に即した公園緑地等を確保させ、併せて植栽等を指導する。

¹⁸ 自然共生サイト：「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のこと

¹⁹ OECM：Other Effective area-based Conservation Measures 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域

- 「都市緑地法」による緑地協定の締結の促進、「淡路地域の自然保護のための土
取事業規制要綱」に基づく緑化指導等により緑の修復に努める。
- 「県環境保全条例」に基づき、公共施設の緑化に努めるとともに、工場等の緑化
を促進する。
- これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復するため、「尼崎 21 世紀の森
構想²⁰」のように、臨海部においてまとまった規模の緑を創出し、良好な景観の創
出を図る。

オ 史跡、名勝、天然記念物等の保全

- 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財や郷土記念物等が、良好な状態で
保全されるよう、「文化財保護法」や条例等に基づく規制の徹底を図るとともに、
保存修理、環境整備等の対策を積極的に推進する。(図8)



国指定史跡 五斗長垣内遺跡（淡路市）

弥生時代後期に営まれた、鉄器鍛冶工房が発見された集落
当時、鉄素材は朝鮮半島・中国大陸から入手する必要があり、
弥生時代より瀬戸内海を通じた交流が行われたことを想定させ
る点からも価値が高い



県指定名勝 絵島（淡路市）

周囲約 200m、標高 13m の小島
地層中に白色、淡黄色、褐色等を呈する独特の縞模様が見ら
れ、この特徴的な地形・景観は、多くの作品の題材となっている

図8 史跡、名勝の例

²⁰ 尼崎 21 世紀の森構想：近代化に伴い自然環境が失われ、産業構造の変化により地域の活力が低下した尼崎臨海地域（国道 43 号以南約 1,000ha）において、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、自然と人が共生する環境共生型のまちづくりをめざした活動

1 (3) 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮

2 ア 埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化

- 3 ○ 事業計画にあたっては、埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化となるように、
4 沿岸域での最適な土地利用に努める。
- 5 ○ 藻場・干潟等のある浅海域は、生物の多様性及び生産性が高く、底生生物や魚介
6 類の生息・生育、自然浄化能力の回復、ブルーカーボン等において重要な場である
7 ことを考慮し、埋立ての回避、埋立て必要規模の最小化に努める。
- 8 ○ 廃棄物を海面埋立処分する際には、当該処分地が地域で果たす役割や大規模災害
9 等に備えた災害廃棄物の処分地の確保に対する社会的要請の観点から、整合性を保
10 った廃棄物処理計画、埋立地の造成計画等によって行う。

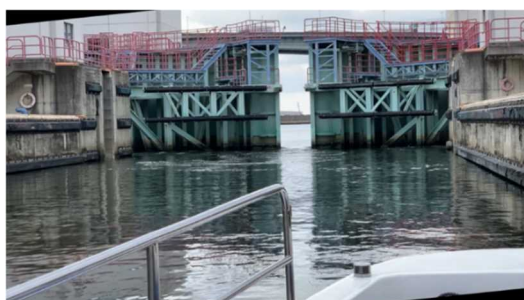
11 イ 不可避な埋立てにおける配慮

- 12 ○ 「環境影響評価法」及び「環境影響評価に関する条例」に基づく環境影響評価を
13 実施する場合には、事業の必要性、環境影響の回避、低減を検討し、適切な環境保
14 全措置を確実に実施する。
- 15 ○ 「公有水面埋立法」に基づく埋立ての免許又は承認にあたって、「瀬戸内法」第
16 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する同条第 2 項の基本方針に沿っ
17 て、環境保全に十分配慮する。
- 18 ○ 藻場・干潟等のある浅海域などでの不可避な環境影響に対しては、定量的評価の
19 結果を踏まえ、適切な代償措置を確実に実施する。
- 20 ○ 代償措置の実施にあたっては、学識者や地域住民の意見が適切に反映されるよう
21 努める。

23 (4) エコツーリズム等の推進

- 24 ○ 瀬戸内海に特有な景観を活用した船舶によるツアー(クルーズツーリズム)の促
25 進等、瀬戸内海の島々のネットワークや景観等の資源を活かした取組を推進する。
- 26 ○ 都市住民を含む県民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらに
27 ついての知識や理解が深まるよう、「エコツーリズム推進法」に基づくエコツーリ
28 ズムを推進する。
- 29 ○ エコツーリズム等の推進にあたっては、独自の景観を残している島しょ部をはじ
30 め、地域が持つ特有の魅力を再評価すると同時に、地域の活性化にもつながるよう
31 努める。
- 32 ○ 産業の立地等により、人が海に近づきにくくなった場所においては、新たに自然
33 が失われないよう配慮するとともに、周辺環境を勘案しつつ、例えば水際線へのア
34 クセスや魚釣り、散策等が可能な親水性護岸の採用、海中観察の場の提供など、人
35 と海とがふれあえる場を創出するよう努める。

- 漁村ならではの豊かな自然や地域資源の価値や魅力を活かした水産物の販売や漁業体験の受入など海業²¹等の推進に努める。
- 令和7年に開催される大阪・関西万博を契機に、「ひょうごフィールドパビリオン²²」を推進することで、多くの方を兵庫へ誘客し、「豊かで美しいひょうごの里海づくり」を国内外に発信する。(図9)



尼崎運河クルーズツアーの風景（尼ロック）
水質が改善し、豊かな海の恵みが戻ってきた尼崎運河をクルーズするもの



坊勢島 漁業見学&体験ツアー
資源増殖のための栽培漁業や海底耕うんの取組について、島の漁師から直接学ぶことができる

図9 ひょうごフィールドパビリオンの例

(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

- 家畜ふん尿や食品廃棄物、木質系廃棄物など、地域に存在する未利用バイオマスが地域の中で活用される資源循環を促進する。
- 漁業者等が取り組む海底耕うん、ため池におけるかいぼりを促進する。(図10)

海底耕うん



底質環境を改善するため、漁業者が小型漁船で爪のついた専用の桁（けた）をひき、海底を耕す。海底を柔らかくして、底生生物が息しやすい環境を作り、沈殿した栄養分を海中にまきあげる。

かいぼり



ため池の水を抜き、底に堆積した泥をとりのぞくこと。池の水や泥は、栄養を豊富に含むため、河川をつうじて海に流すことで、海に栄養を届ける。

図10 漁業者等が取り組む物質循環、水循環を促進する活動の例

²¹ 海業：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

²² ひょうごフィールドパビリオン：令和7年に開催される大阪・関西万博に向けて、地域の「活動の現場そのもの（フィールド）」を、地域の方々が主体となって発信し、多くの人に来て、見て、学び、体験していただく取組

- 沿岸域の環境の保全、自然浄化能力の回復、ブルーカーボン等に資する藻場・干潟等の保全、再生及び創出に向けた取組を進める。
- 水源の保全と涵養等、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、健全な森林へ誘導するため、「新ひょうごの森づくり計画」を踏まえ、森林整備事業、治山事業等によるスギ、ヒノキ人工林の間伐、荒廃が進んでいる里山林の再生等を進める。また、保安林の指定や森林病虫害被害対策等を促進することにより健全な森林の保全に努める。
- 農地の適切な維持管理による表流水や地下水等水源の保全と涵養、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復及び下水処理水の再利用等に努める。
- 施策の推進にあたっては、流域を単位とした、住民、民間団体、事業者、行政等、関係者間の連携の強化に努める。

3 海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の発生抑制・除去等

(1) 海岸漂着物等の発生抑制及び除去の推進

- 「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき、ごみの投棄に対する取締りの強化及び清掃事業の実施を図る。
- 瀬戸内海に流入する河川流域における清掃等の実施に努める等、生産・流通・消費・廃棄・処理の各段階における住民・事業者・行政が連携した廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理のための総合的な施策を実施する。
- 住民等への広報活動、清掃活動への住民参加の推進等を通じて、海面、海浜の美化意識の向上に努める。
- 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」及び「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画（令和2年3月策定）」に基づき、関係府県、市町、地域住民、事業者等、各主体が相互に連携・協力し、海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の円滑な回収・処理の推進及び発生抑制を推進する。



地域団体、事業者、行政が連携した海岸清掃活動（明石市）

アプリによる活動状況の登録を推進することで、清掃活動の見える化を図る

図 11 海岸清掃活動の例

- 海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチック²³について、海岸漂着物等に含まれるプラスチックごみの発生抑制、再生利用及び円滑な処理等による減量その他その適正な処理を行うとともに、河川や海域での実態調査等に取り組む。

(2) プラスチックごみ対策の推進

- 「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）」に掲げる「3R+Renewable」の基本原則に沿った取組を進めるとともに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、県、市町、事業者が相互に連携・協力し、プラスチック廃棄物の排出抑制や自主回収・リサイクルの円滑化、環境に配慮した生分解性プラスチック等代替素材への転換を促進する。

(3) 循環経済への移行

- 「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえつつ、事業者・民間団体や地方公共団体等が連携し、創意工夫のもとでワンウェイ・プラスチック製品や地産地消を通じた容器包装材の使用削減を含むプラスチックごみの発生抑制、回収したプラスチックごみのリサイクル、アップサイクル²⁴などを通じ、地域における循環経済への移行を推進する。
- プラスチックごみ削減を目的とした「プラスチックごみゼロアクション」の取組を推進する。
- 廃棄物の処理施設及び最終処分場は、プラスチックごみを含む廃棄物の適正処理や不法投棄防止対策として、瀬戸内海の環境の保全のために不可欠なものであることから、適切な整備及び確保を図る。
- 産業廃棄物について、事業場及び処理業者に対する監視の徹底を図るとともに、広域処理体制の整備を図る。
- 廃棄物減量化による最終処分量の削減等を図るため、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき廃棄物の減量化・再資源化のための総合的な施策を実施する。

²³ マイクロプラスチック：微細なプラスチック類（5mm以下）のことで、含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている

²⁴ アップサイクル：使わなくなったものや廃棄物を、新しい素材やより価値の高いものへと変換すること

4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査・研究等の推進

(1) 監視測定の実施、調査・研究等の推進

ア 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等

- 国、地方公共団体、事業者、民間団体等の連携の下に、以下の調査・研究等を推進する。
 - ① 瀬戸内海環境情報基本調査等の基礎的研究
 - ② 有害プランクトンによる赤潮や青潮の発生及び貧酸素水塊の形成のメカニズムの解明並びにそれらの発生予測、被害軽減等の技術の向上
 - ③ 生物の多様性及び生産性の確保の観点からの栄養塩類管理及び底質改善に関する調査・研究
 - ④ ノリ養殖過程におけるCO₂吸収・固定のメカニズムや算定方法の調査・研究



図12 ノリ養殖の様子

- 水質等の保全のための監視測定技術の向上のため、兵庫県環境研究センター等の活用により、水質測定器及び測定技術についての研究開発を行う。
- 浅場の造成等に浚渫土砂やリサイクル材等を用いた海底地盤改良材等を利用する際には、環境改善効果だけではなく、生態系への影響等にも十分に配慮して検証を行う。

イ 気候変動の影響と適応策の取組

- 「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に基づき、温室効果ガス排出削減対策を基本としながら適応策の取組を一体的に推進する。
- 地球規模の気候変動がもたらす生物の多様性及び生産性への影響や適応策の調査・研究を推進する。
- 海域、河川、湖沼の水質測定調査を実施し、気候変動による水質や生物への影響を把握するために必要なデータの収集・蓄積を推進する。

(2) 技術開発の促進等

- 海水温上昇に対する水産物等における高温耐性品種等の技術開発を推進する。
- 家畜ふん尿や食品廃棄物など地域に存在する未利用バイオマスをたい肥や飼料などの製品やエネルギーとして活用できる技術開発及び普及を促進する。(図 13)
- 水産物の生産・製造過程等での脱炭素の取組を CO₂排出量として見える化し、商品の魅力に繋げるカーボンフットプリント²⁵の取組を推進する。



図 13 未利用バイオマス活用のイメージ

(3) 栄養塩類管理等における、最新の科学的知見に基づく評価

- 事業場や下水処理場以外からの栄養塩類供給については、関係機関と協力し、最新の科学的知見に基づく調査及び研究を進め、定量的な効果等を把握し、本格的な実施に向けて検討する。
- 「兵庫県栄養塩類管理計画」に基づく水質の状況については、水質や生物などのモニタリング手法や水産資源への影響など最新の科学的知見を踏まえ、調査、予測、評価を行う。
- 瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究を推進する。
- 人口減少に加え、2050 年カーボンニュートラルに向けた産業構造や社会構造の変化等に伴う将来的な水環境の変化や栄養塩類管理に関する情報収集に努める。

²⁵ カーボンフットプリント：製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される 温室効果ガスの排出量を CO₂ 排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはそれを表示する仕組

5 基盤的な施策

(1) 「豊かで美しいひょうごの里海づくり」の普及及び県民総参加の推進

- 「ひょうご豊かな海づくり県民会議」を設置し、多様な主体の連携のもと、「豊かで美しいひょうごの里海」の実現に向けた県民総参加の運動を推進する。(図 14)
- 各種広報手段、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等により、瀬戸内海の現状や課題、環境保全の取組について県民の理解を深める取組や啓発活動を実施する。
- 藻場・干潟等の保全、かいぼり、海岸ごみの一斉清掃等への県民の参加を促し、瀬戸内海の環境の保全への地域の理解を深める。
- 廃棄物の適正処理を促し、排出事業者責任の徹底に努める。
- 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会、ひょうご環境保全連絡会及び公益財団法人ひょうご環境創造協会等の協力を得て、より一層その効果を増すよう努める。



高校生によるマイクロプラスチック
調査・研究(西宮市)
専用の機械で海水中のマイクロプラスチックを採取



NPOと県民による藻場保全活動(明石市)
アマモの種子を採取している様子
種子は藻場の再生・創出に活用

図 14 県民総参加の活動の例

(2) 情報提供、広報の充実

- 「ひょうごの環境」や「公益社団法人瀬戸内海環境保全協会」等のホームページ等を通じて瀬戸内海の現状等について情報提供を行う。
- 各種広報手段を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努める。

(3) 環境教育・環境学習の推進

- 「兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、様々なライフステージに応じた環境学習・教育が展開され、ふるさと意識・環境保全に対する意識の向上が図られるような取組を推進する。
- 瀬戸内海の環境の保全に対する理解を深め、環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用した環境学習・環境教育を推進する。

- 環境学習・環境教育の推進にあたっては、国、地方公共団体、事業者、民間団体との連携を図る。
- 環境学習・環境教育の拠点施設としてひょうご環境体験館を活用する。
- 海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、瀬戸内海の環境の保全についての理解促進のためのプログラム等の整備等に努める。
- 国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供やボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努める。
- 小学生を対象とした環境体験事業や自然学校推進事業等の環境学習・環境教育の推進を図る。



姫路市家島での体験学習
自然体験を通じ、海への親しみを深める



ひょうご環境体験館での環境学習
実験、工作、クッキングなどの環境学習を実施

(出典 公益財団法人ひょうご環境創造協会 HP)

図 15 環境学習の例

(4) 広域的な連携の強化等

- 栄養塩類管理や海洋プラスチックごみ問題、気候変動等、瀬戸内海全体で取り組むべき課題に対応するため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議や公益社団法人瀬戸内海環境保全協会を通じて、瀬戸内海に関係する地方公共団体や特定非営利活動法人瀬戸内海研究会等との連携を図る。
- 大阪湾について、湾灘協議会の設置に向けて、関係府県・市との意見交換に努めるとともに、大阪湾環境保全協議会や大阪湾再生推進会議等の取組を通じて、関係機関、関係府県・市との連携の強化を図る。
- 播磨灘及び紀伊水道について、多様な主体が参画する湾灘協議会を活用し、湾・灘ごとの水質の状況及び施策の進捗状況等を継続して把握し、施策を推進する。

1 (5) 国内外の閉鎖性海域との連携

2 ○ 公益財団法人国際エメックスセンターとの協力により、世界閉鎖性海域環境保全
3 会議等国際会議の開催支援を行うとともに、会議への積極的な参加、人的交流、情
4 報の発信・交換等に努める。(図 16)

5 ○ 研究者、事業者、教育機関、行政等と連携し、国際的かつ学際的な交流や調査・
6 研究を推進する。



16 **図 16 公益財団法人国際エメックスセンターでの**
17 **青少年環境教育交流セッション実施報告の様子**

18 (出典 公益財団法人国際エメックスセンター HP)

19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第4 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画の目標の実現に向け、第3に掲げる施策を着実かつ効果的に進めるために、地域団体や漁業者等関係団体、事業者、行政など多様な主体が一体となって、県民総参加の運動として取り組む。

これら取組の推進及び進捗管理はGPDCA サイクルにより実施し、進捗状況の点検・評価を取りまとめ、県環境審議会や湾灘協議会の意見を聴き、持続的改善を図る。

また、県は、関係部局等で構成する兵庫県環境適合型社会形成推進会議瀬戸内海環境保全部会で、各種事業に関して、目標値を盛り込んだ「実施計画」を作成し、部局横断的に取り組む。(図17)

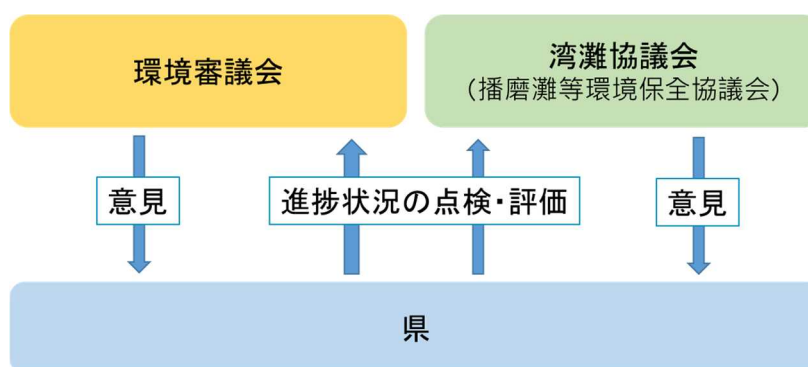


図17 計画の進行管理のイメージ

2 計画の点検

本計画では、以下の指標や各種事業の実施結果を用いて取組の状況を把握するとともに、定期的に取り組状況を点検する。

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する指標

(1) 水質の保全及び管理の推進

ア 水質の保全及び管理

- 水質汚濁に係る環境基準達成状況
- 赤潮発生件数
- 赤潮被害件数
- 水浴場の水質判定基準の達成状況
- 汚濁負荷量(COD)
- 漁場改善計画策定漁協の養殖生産量シェア
- 漁場改善計画数
- 環境創造型農業取組面積

イ 生活排水対策の推進

- 污水处理人口普及率

ウ 有害化学物質等の低減のための対策

- 化学物質排出移動量届出制度(PRTR)に基づく公共用水域への届出排出量

1	(2) 栄養塩類管理の推進	
2		○ 栄養塩類管理計画に基づく栄養塩類増加措置実施者数
3		○ 望ましい栄養塩類濃度達成水域数(全窒素、全リン)
4		○ 栄養塩類濃度・クロロフィルa濃度
5		○ 栄養塩類供給量(窒素、リン)
6		○ 環境DNA調査での魚類の検出数
7	(3) 底質環境等の改善等	
8		○ 底生生物の出現種数・個体数
9		○ 夏季底層DO濃度
10	(4) 油や有害化学物質等による汚染の防止	
11		○ 油による海洋汚染の発生件数
12	(5) 生物の生息環境の整備等	
13		○ 新規漁業就業者数
14		○ 漁業生産量
15		○ 漁場環境改善面積
16		○ 漁場整備事業(漁礁設置等)実施箇所数
17		○ 豊かな海再生種苗放流数(マナマコ、クマエビ)
18	2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する指標	
19	(1) 藻場・干潟等の保全、再生及び創出	
20		○ 藻場面積
21		○ 干潟面積
22		○ ブルーカーボンクレジット認証件数
23		○ 地域団体等による藻場・干潟等の保全・再生・創出支援事業実施数
24		○ 浅場造成等件数
25		○ 里海づくり活動の取組箇所数
26		○ 渡り鳥飛来数
27	(2) 自然海浜等の保全等	
28	ア 自然海浜の保全等	○ 自然海浜保全地区指定数
29		○ 養浜箇所数
30	イ 自然公園等の保全	○ 国立公園面積
31		○ 国立公園利用者数

1	ウ 緑地等の保全	○ 森林管理100%作戦事業(間伐面積)
2		○ 里山整備面積
3		○ 森林面積
4		○ 森林整備(造林)実施面積
5		○ 保安林指定面積
6		○ 魚つき保安林指定面積
7		○ 都市公園面積
8		○ 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区指定面積
9		○ 景観形成地区等指定件数
10	エ 史跡、名勝、天然記念物等の保全	○ 景観法に基づく景観計画の策定自治体数
11		○ 史跡、名勝、天然記念物・重要文化的景観等の指定件数
12		○ 郷土記念物の指定件数
13	(3) 埋立てにあたっての環境保全に対する配慮	
14		○ 埋立免許・承認面積
15	(4) エコツーリズム等の推進	
16		○ 海水浴場の利用者数
17		○ 臨海部における親水空間(散策道、海浜公園等)の数
18	(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復	
19		○ 漁業者と農業者等が連携して行くかいぼりの実施箇所数
20		○ 海底耕うん実施箇所数
21	3 海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等への対応に関する指標	
22		○ 海岸漂着物等回収量
23		○ クリーンアップひょうごキャンペーン参加人数
24	4 気候変動等への対応に関する指標	
25		○ 水温(表層、10m)
26		○ 一級河川の河川流量(豊水時及び平水時)
27	5 基盤的な施策に関する指標	
28	(1) 「豊かで美しいひょうごの里海づくり」の普及及び県民総参加の推進	
29		○ ひょうご豊かな海づくり県民会議の参加会員数
30	(2) 情報提供、広報の充実	
31	(3) 環境教育・環境学習の推進	
32		○ 環境保全活動のイベント数
33		○ 環境保全活動参加者数